

懲戒処分の実施について

平成21年11月16日
公立大学法人山口県立大学

1 懲戒処分を受ける者

山口県立大学准教授（50歳代 男性）

2 懲戒処分日

平成21年11月16日

3 懲戒処分の量定

懲戒解雇

4 処分理由

被害者（学生）に対するハラスメント及びストーカー行為を執拗に繰り返し、被害者の学習する権利を不当に侵害し、法人の名誉及び信用を著しく傷つけたことによる。

5 事案の概要

処分を受けた教員（以下、「当該教員」という。）は、平成21年4月から被害者に対して、父親がわりと称して、大量のメールを送信するとともに、平成21年6月には、被害者に対し、「教員と学生の関係を利用した」セクシュアル・ハラスメントを行った。その後も私生活にかかわらないよう、本人及び両親が強く申し入れを行ったにもかかわらず、被害者を宿泊旅行に誘ったり、学生を騙ってメールを送付するなど、私生活の平穏を害するストーカー行為ともなるハラスメントを執拗に繰り返し、被害者に非常に大きな精神的な苦しみを負わせた。

6 本学の対応

平成21年7月下旬に、ハラスメントの相談を受けたアンチ・ハラスメント委員会が、詳細、かつ慎重に事実関係の調査を実施した結果、ハラスメントに該当する行為があった旨、平成21年10月19日に理事長に報告がなされたことから、平成21年10月29日に臨時の教育研究評議会を開催し、当該教員の懲戒処分について審議を開始した。

また、当該教員に対しては、平成21年10月30日付けをもって、当分の間、自宅待機を命じた。

本日、教育研究評議会において、当該教員の弁明を踏まえた再度の審議が行われ、審議の結果、懲戒解雇相当との決定がなされたことから、理事長において、懲戒解雇処分を行った。

7 管理監督責任

○理事長

- ・山口県総務部長から文書による「綱紀保持と服務規律の徹底」の指導
- ・報酬（11月）の1/10 自主返納

○学部長

- ・理事長からの文書訓告